

THE JOURNAL OF  
THE FACULTY OF LETTERS  
NAGOYA UNIVERSITY

HISTORY 47

CONTENTS

YAMAMOTO, Naoto: Calibrated Ages of Pottery Groups in the Late and Latest Jomon Period .....( 1 )

ITO, Nobuyuki: Escultura la Forma de Mesa Con Tetrapode en la Vertiente de Pacifico del Sur de Mesoamerica .....( 7 )

UMITSU, Masatomo: Recent Studies on the Holocene Landform Evolution of Alluvial and Coastal Plains in Japan .....( 27 )

MIZOGUCHI, Tsunetoshi: How to Talk About the Region? .....( 37 )

OHNISHI, Koji: A Practical Trial of the Geographical Education Teaching Methods for the Unit "Neighborhood Studies" on Junior High School in Japan .....( 51 )

IKEUCHI, Satoshi: Study on Takeshima Issue in Edo Era .....( 61 )

池 内 敏

竹島一件の再検討

—元禄六、九年の日朝交渉—

はじめに

近世日本では、現在大韓民国領の鬱陵島を竹島（または磯竹島）と呼んだ。本稿で扱う「竹島一件」とは、この竹島（鬱陵島）周辺における利権をめぐる一七世紀末の日朝交渉のことである。

竹島（鬱陵島）は朝鮮人・大竹などの珍品や良材を産し、また周辺海域からは鮑・海驢などが得られた。一五世紀以後、朝鮮王朝の歴代政府は鬱陵島の空島化政策をとって朝鮮人の居住・渡航を禁止したから、この島は無入島の如き様態を呈した。一方、一六世紀末葉から一七世紀初頭の時期には山陰各地の日本人が竹島渡海を行って、竹島および周辺海域における利権をめぐって競合した。そうしたなか、寛永二（一六二五）年に鳥取藩領米子の町人大谷・村川両家が「竹島渡海免許」を得て、右の利権を排他的に確保することになった。

竹島渡海は年に一度春から夏にかけての時期に行われ、大谷家・

村川家はそれぞれ船を仕立てて隔年に出漁した。その年の天候や海の状態によっては渡海を断念することもあり、また竹島からの帰途に漂流して十分な漁獲物を持ち帰ることができなかったりもした。次第に漁獲高が減少するなか、天和二（一六八二）年からは両家共同で船を仕立て、漁獲物を折半するという方法に変更された。一方、出漁する前年冬には大谷・村川両家は鳥取藩から前借銀四貫五百目の補助を受け、収獲した鮑や海驢油を上納することで借銀を相殺した。鳥取藩はそうして得た鮑を「竹島串鮑」と称して将軍家・幕府要職にあてて献上したが、とりわけ貞享二（一六八五）年頃からはそうした献上回数も増加した。

このようにして、竹島（鬱陵島）における利権は大谷・村川両家によって排他的に確保されていた。ところが元禄五（一六九〇）年三月、竹島に出漁した大谷・村川の船はそこで多数の朝鮮人漁民と出会い、何らの収獲をも挙げられぬままに帰港した。翌年四月にも竹島で朝鮮人漁民と競合した大谷・村川両家は、二年続けて漁にならなかつた。大谷・村川の船は竹島に出漁していた朝鮮人のうち二

人を米子へ連れ帰り、鳥取藩家老荒尾修理に善後処置を求めた。これを受けて鳥取藩は大谷・村川両家の利権保護を江戸幕府に求め、幕府は対馬藩に対して、竹島への朝鮮人出漁禁止を朝鮮政府に求めるよう命じた。対馬藩と朝鮮政府との交渉は紆余曲折を辿ったのち膠着状態に陥り、元禄八年一〇月には幼少の藩主にかわって朝鮮外交を担当した元藩主宗義真が江戸参府のうえで幕閣と協議するに到る。元禄九年正月、幕府は、当初の指示とは一八〇度異なっており、日本人の竹島渡海を禁ずることを命じ、この間の交渉に結核を出した。この方針はただちに鳥取藩に伝えられ、大谷・村川の竹島渡海の歴史はこの年をもって幕を閉じた。

さて、元禄九年正月の幕府命令が朝鮮側に伝わるまでには思いのほか時間を要した。対馬藩が正式に使者を立てて朝鮮政府に右の結論を伝えたのは元禄一〇(一六九七)年二月のことであり、この一年のあいだに朝鮮人安龍福が日本人の竹島出漁に対する抗議のために鳥取藩領へ直接来航する事件も発生した。また、大谷・村川両家はこのうち竹島出漁の復活をたびたび歎願するなど、論ずべきことがらは少なくない。しかしながら、本稿ではとりあえず対象とする時期を元禄五年三月から同九年正月までに限定し、朝鮮人の竹島出漁禁止を求めるところから始められた日朝交渉が、日本人の竹島出漁を禁止するという地点に落ち着くまでの経過を具体的に明らかにしたいと考える。

ところで、本稿で扱う「竹島一件」に言及した論稿は少なからず微々たるものに過ぎず、また川上の描いた交渉経過があまりにも単純化されたものであることに気づく。

ところで、この日朝交渉が、当初は朝鮮人の竹島出漁禁止を求めるところから始められたにもかかわらず、最終的には日本人の竹島出漁を禁止するという正反対の結論に落ち着いたのはなぜだろうか。堀和生は「この外交交渉のなかで、対馬藩は明らかに朝鮮から蔚陵島を奪おうと企てた」が、「幕府はついに対馬藩の動きを抑え、対朝鮮の協調政策を選択した」と述べる。また内藤正中は、「対馬藩はかねてより領土化を画策していたこともあって、この機に竹島即ち蔚陵島が日本領であることを認めさせようと考え、また幕府は「竹島を「因幡に属せり」という認識をもって」いたが、「無用の小島」のことで、隣国朝鮮と争うのは得策ではないという判断を示して、日本人の渡海禁止にふみき」った、とする。これらの整理から読みとれる「蔚陵島を奪取しようとした対馬藩と、それを抑制した幕府」という図式は、あたかも「悪玉と善玉」という図式を逆想させるが、こうした図式的理解は実際の交渉経緯をあまりにも単純化しすぎである。そもそもこの交渉を命じたのは幕府の側であって、対馬藩が先に日朝交渉に乗り出したわけではない。また後述するよう、この日朝交渉は領土問題として始められたわけでもなかった。これらに対し李薫は、幕府方針が正反対に転換した背景として、幕府から鳥取藩に対してなされた問い合わせを重視する。竹島(蔚陵島)は鳥取藩領ではないとする返答が、元禄九年正月の幕府方針

存在するが、それらは例外なく現在わが国という竹島の領有問題と絡めた議論の立て方となっている。そのため、この元禄五年から同九年に到る日朝交渉の過程の理解についても、個別史実を評価する際に、現在わが国という竹島の領有問題と絡めた評価が混じり込む傾向にある。元禄期の「竹島一件」それ自体を考察対象とし、かつ史料に基づいて具体的に掘り下げた論稿を見いだすことは甚だ困難である。

先行研究には右のような限界性があることを踏まえながらも、本稿で扱う時期の日朝交渉について、これまで最も詳細に論じたものとしては川上健三『竹島の歴史地理学的研究』を挙げねばならない。川上は同書第一章第三節二(一四四―一六二頁)において、大谷家文書・鳥取藩政史料や対馬藩側史料および朝鮮王朝側史料等を用いて、元禄五年から同九年に到る日朝交渉を具体的に描いた。しかしながら川上の記述も全体としては簡略に過ぎ、またバランスを失した叙述となっている。たとえば、「元禄六年以降の交渉」とする項はこの間の日朝交渉の中心部分を扱うが、その中において対馬藩側を代表した多田与左衛門が朝鮮側に対して宛てた「詰問四ヶ条」(後述)についての記述が詳細で、交渉全体における「詰問四ヶ条」の位置づけが過大な評価となっている。また川上は参考文献として『竹島紀事』を挙げ、部分的には史料引用も行っている。しかしながら、ほぼ同時代の対馬藩士によって交渉経過が詳細に記録された『竹島紀事』全体の記述と比較すれば、川上の引用部分はまことに

に影響を与えたと見るのである。本稿ではこの李薫の理解を踏まえつつ、元禄八年末から九年初における対馬藩・幕府それぞれの意志がどのようなものであったかについても具体化し、ひいてはこの日朝交渉全体の構図と性格を明らかにすることができればと思う。

### 一 事件の発端と交渉の開始

#### (一) 竹島における日朝漁民の競合

慶長一九(一六一四)年、朝鮮政府(東萊府)と対馬藩とのあいだで、朝鮮領である竹島への日本人渡航・入居が禁止事項であると確認された。また元和六(一六二〇)年には、竹島に居住していた鷺坂弥左衛門親子が幕命を受けた対馬藩によって捕縛された。さらに寛永一四(一六三七)年に村川船が竹島渡海後に朝鮮半島へ漂着した際、倭館の対馬藩士は、日本人の竹島渡海は「公義御法度」と承知していると述べた。したがって、現在の視点にたつて文献史料を眺める限りでは、一七世紀初頭の江戸幕府・対馬藩はいずれも、竹島は日本人の渡航・居住が禁止された朝鮮領であると確認していたこととなる。にもかかわらず他方で幕府は寛永二年、鳥取藩主池田光政あてに「竹島渡海免許」を発給し、大谷・村川両家は竹島およびその周辺海域の利権を享受した。

竹島(蔚陵島)は朝鮮政府によって朝鮮人の渡航・居住が禁止されてもいたから、大谷・村川の竹島渡航に際して日朝漁民の競合す

ることもありえなかった。日朝鮮民の競合事件が発生したのは元禄五(一六九二)年三月末が初めてのことであり、翌六年三月半ばにも連年と同様の事件が発生した。

最初の競合事件について村川船の船頭黒兵衛は、鳥取藩の事情聴取に際して次のように述べる。元禄五年三月二十六日に竹島に着船したところ、既に鮑がかなり収獲された様子で不審に思い、竹島の別の浦へまわったところ唐船が二艘見え、唐人三〇人ほどがいたという。朝鮮人のなかに「通し(通事)」がいたので、「此嶋之儀、公方様より拝領仕、毎年渡海いたし候嶋にて候所ニ、何とて参候や」と尋ねたところ、「国主之用」として三年に一度ずつ竹島より北方の島へ鮑を捕りに行くという。その島を指摘したところ竹島に漂着し、鮑の豊富なことに気づいて漁を行っているとのことであった。黒兵衛は「それならば早々に島を立ち去るよう」と言ったとも、二度とこの島で漁をしないように「得し叱」ったともいう。また朝鮮人側は、漂流中に痛んだ船の修理が済みしだい島を離れると答えたともいう。しかしながら「通し」の話では竹島に漂着した朝鮮人は合わせて五〇人余であり、村川船の乗員は二人であった。多勢に無勢を心もとなく思い、やむなく漁をあきらめて帰帆したという。

この事件について鳥取藩から報告を受けた幕府月番老中阿部豊後守正武は、朝鮮人がその島から帰ると言っているのであれば「何之御構も無之儀」と返答し、事態がそれ以上に進むことはなかった。また「竹島渡海ニ付鮑代内借シ」として鳥取藩から村川家に貸付け

られていた銀二百目についても、藩側が「当年者朝鮮人島ニ罷在、狐無之」との事情を考慮して次回の漁獲で相殺するとしたから、米子町人の側にとっても今年の不漁を我慢することで事態の收拾がはかられた。

翌年(元禄六年)の出漁期を迎え、船頭黒兵衛が再び竹島へ赴いたところ、島には朝鮮人の小屋掛けがあり、なかに鮑やわかめが大量に納められていた。そばにいた朝鮮人「通じ」に問うたところ、三艘に四二人が分乗して出漁してきたという。去年、二度と竹島で漁をしないよう朝鮮人漁民に求めたにもかかわらず、今年もまた同様の事態となった。このままでは今後竹島での漁ができなくなると懸念した船頭黒兵衛らは、「乍恐何とぞ御断可申上ため」に出漁中の朝鮮人二人を米子に連れ帰り、竹島出漁に対する保護を鳥取藩家老に訴え出ることとなった。

米子町人からの訴えは、鳥取藩米子家老から鳥取城下を経て江戸藩邸へと伝えられた。鳥取藩江戸藩邸は元禄六年五月一日、幕府月番老中土屋相模守政直にあてて申し入れを行った。幕府からの返答は同一三日になされ、竹島から連れ帰った二人の朝鮮人を長崎奉行所へ引き渡すよう命じられた。

ここで、鳥取藩が幕府に申し入れた内容と月番老中による返答内容は、鳥取藩から長崎奉行にあてた口上書の中に具体的に記される(史料中の傍線は引用者、以下同じ)。

(史料1)

(前略) 右之趣御月番之御老中土屋相模守政直江御届申人、a 向後彼嶋江朝鮮人不参候様致シ、鮑をも前之通献上も仕度旨申達候処、b 御届届之山ニ而、c 右之朝鮮人其許江遣、御差岡次第相渡候様ニとの儀御座候、且又d 右之外ニ竹嶋江朝鮮人残居候ハ、一所其許江相違候様御差岡候得共、(中略) e 相残唐人其之儀者知不申段御断申候処、此段も御届届候由御座候(以下略)

鳥取藩の求めた措置は「向後彼嶋江朝鮮人不参候様」(傍線a前半部)すなわち今後は竹島に朝鮮人が来ないようにして欲しい、ということであった。これは船頭黒兵衛らが元禄六年に鳥取藩へあてた口上書で、去年に続いて今年も竹島で朝鮮人が漁を行っており、このような状態では以後竹島での漁ができなくなってしまう、と述べたのを承けている。したがってここにいる「朝鮮人不参」とは朝鮮人の出漁禁止のことを意味している。そうして鳥取藩領米子町人が竹島産の鮑を排他的に確保することで、これまで通り鳥取藩から幕府への鮑献上を継続したい(傍線a後半)と申し入れたのである。大谷・村川両家及び鳥取藩の求めたものは朝鮮人漁民の竹島出漁禁止であり、この係争は漁業権を中心とした竹島及び周辺海域の利権をめぐるものとして始められたのである。

月番老中はこれを認め(b)、また竹島から鳥取藩領へ連れ帰った朝鮮人二人を長崎奉行所へ引き渡すことを命じた(c)。さらに老中は、その二人以外で竹島に居残った朝鮮人についても長崎奉行

竹島一件の再検討(池内)

所へ引き渡すよう求めた(d)が、鳥取藩が竹島に残留する朝鮮人のいないだろうことを述べる(e)と、指示を撤回した(f)。

月番老中の返答は五月二十六日に鳥取藩宛元へもたらされ、右の指示(c)に基づいて二人の朝鮮人は米子から移送されて六月一日に鳥取へ到着し、同七日長崎へ向けて鳥取を免った。長崎到着は同月晦日のことである。

(史料2)

(二) 幕命と対馬藩の対応

幕府が鳥取藩に対する返答を行った元禄六年五月十三日の幕方、対馬藩江戸留守居のもとへ月番老中土屋相模守家来衆から呼出しがあった。

(前略) 鈴木半兵衛参上仕候処、御用人小畑元右衛門罷出被申候者、a 竹嶋と申所江去年朝鮮人罷越狐仕候、依之松平伯耆守様(鳥取藩上池田綱常引用者注)より御見届、重而不参候様ニと被仰答御返候処、又々当年人数四十人程罷越狐仕候故、右人数之内、人被召捕置、公儀江御案内有之候付、b 長崎御奉行所江右両人被送届、c 長崎より対州江御届候様ニと被仰渡候、委細長崎御奉行所より可申来候間、d 向後弥不参候様ニ啻朝鮮表江被仰渡候様ニ御因元江被申越候様ニと相模守申付候、今日右之段於殿中宮城越前(守、脱力)様(長崎奉行宮城和澄引用者注)へ被仰渡候得共、其元よりも御届届有之可然之旨、元右衛門被申候、e 右

竹嶋と申所ハ伯耆守様御領内ニ而も無之、因幡より百六十里程も有之所ニ而御座候、f 鮑之名物ニ而御代々伯耆守様より竹嶋鮑公義江御献上被成場所之由ニ御座候、即曉宮城越前守様江平兵衛差出、右之段申上候得者、越前守様御逢被成、今日於殿中御老中方御列座ニ而拙子へも被仰渡候付、長崎表江委細申越候、被入念被申聞候趣承届候、g 弥御元江も急度被申越、重而不參候様ニ暨朝鮮表江被仰渡候様ニと之御事ニ御座候、(以下略)

月番老中の用人は対馬藩の聞番鈴木半兵衛に対し、鳥取藩からの申入れ内容(a)と朝鮮人二人を長崎奉行所へ送るとする返答内容(b)を伝え、さらにそれらの朝鮮人を長崎から対馬へ送致すること(c)を伝えた上で、朝鮮人漁民の竹島出漁禁止を朝鮮政府に求めるよう指示した(d)。朝鮮政府との交渉の趣旨については、在府長崎奉行からも同内容の指示を得た(g)。

右史料に見る、「竹島」へ朝鮮人が「向後弥不參候様ニ(ないしは重而不參候様ニ)」朝鮮側へ申し入れよとする幕府の意向は、六月三日に対馬藩元へ届いた。問題の「竹島」は鳥取藩領ではなく、因幡国から一六〇里も離れており(e)、鳥取藩主が幕府に献上する「竹島鮑」の産地でもあるらしい(f)。この島はいったい何処の島か?

幕命に接した対馬藩元家老杉村采女は、竹島と蔚陵島が同一の島か否かに引掛かりを覚えたようである。曰く、竹島を朝鮮ではブルンセミと呼ぶとも聞くが、竹島と書いて朝鮮語でブルンセミと

右之外之儀、ハンビチャグ御掃着次第具承届、重而委細可申上候、

六月一三日付で中山加兵衛から右の返答がなされたが、これで杉村采女の疑念が晴れたかはわからない。たとえば返答書第一条めの傍線部分が分かりにくい。ここでいうウルチントウは、第二―五条めにも思われる。とすれば、ブルンセミは蔚陵島の北東に微かに見える島のこと(第一条後半)となり、ブルンセミは蔚陵島とは別の島であって(嶋違ニ而御座候)、蔚陵島はウルチントウのことであるというのが第一条傍線部の趣旨であろうか。もっともこれでは竹島とブルンセミの関係については何の返答にもなっていない。委細はハンビチャグの掃帆を待てということだろうか。

ところで、鳥取藩から長崎奉行所へ送致された二人の朝鮮人(安龍福と朴於屯)に対する事情聴取は七月一日になされ、調書のなかで竹島について次に述べている。今度われわれが鮑を取りにいっした島を朝鮮ではムルグセムと呼んでおり、日本の竹島ということは初めて知った、と。対馬府中廻着後の九月四日、対馬藩での取調べに際しても二人は「彼嶋を朝鮮ニ而ムルグセムと申候」と繰り返した。ここでブルンセミの「セミ」とムルグセムの「セム」は恐らく「島」を意味する朝鮮語習に間違いない。「ブルン」は「蔚陵」ないし「武陵」の、またムルグは「武陵」の朝鮮読みと見て大過なからうから、結局のところブルンセミにせよムルグセムにせよ蔚陵島を

発音するのか。蔚陵島を朝鮮ではブルンセミと呼びはしないのか。蔚陵島とブルンセミは同一なのか否か、等々。杉村は六月五日、釜山・倭館在勤の朝鮮語通詞中山加兵衛に事実確認を求めた。<sup>(史料3)</sup>

通詞中山加兵衛方より六月十三日之書状を以右返答申越候付、左記之、

○当年も彼嶋江為拵釜山浦より商売船三艘罷越候由承届候付、ハンビチャグと申釜山の唐人相加、嶋之様子諸事具見届、海路ニ至迄入念候様ニ申付、態右之者共ニ相加差越候、掃着次第具承、追而可申上候、先荒増承候通、別紙書付差上候、乍恐口上之覚

○ブルンセミ之儀嶋違ニ而御座候、具承届候趣、ウルチントウト申嶋ニ而御座候、ブルンセミ之儀者ウルチントウより北東ニ当かすかに相見申由承候事、

○ウルチントウ、嶋の大サ一日半廻り程有之由ニ御座候、尤高山ニ而田畑大木等有之候由承及候事、

○ウルチントウ江者江原道之内エグハイと申浦より南風ニ出帆仕候由承及候事、

○ウルチントウ江通申候事、去々年より罷渡候儀、相違無御座候事、

○ウルチントウ江罷渡候儀、公義江相知不申、自分之様、密々ニ罷渡候事、

指している。そして竹島で捕捉された朝鮮人は、その島はムルグセムだと明言した。

安龍福らが対馬府中に到着して事情聴取を受けた同じ九月四日、朝鮮人漁民の竹島出漁禁止を求める幕命をめぐる「衆議」が藩庁で行われた。<sup>(史料4)</sup>

○此時(元禄六年九月四日)引用者注)、天龍院公(宗義真)引用者注)、御近所役加納幸之助を以て被仰出候ハ、竹嶋之儀磯竹嶋とも申、先年大猷大君(徳川家光)引用者注)御代彼嶋江磯竹弥左衛門・仁左衛門と申者居住いたし居候を召捕被差出候様ニと光雲院公(宗義成)引用者注)江被仰付、則此方より被召捕被差出たる事之候、然者a竹嶋之儀日本伯耆之内之嶋と公儀ニ被思召候ハ、伯耆之太守より弥左衛門・仁左衛門召捕被差出候様ニ可被仰付之所、御国江被仰渡候ハ、朝鮮之竹嶋と被思召上たる事と相見へ候間、右之次第一忠公儀江御同被成、思召之程得と御聞被成候上朝鮮江可被仰懸哉と之御事ニ候所、b此時之衆議、公命を以朝鮮江被仰渡候ハ、違難ニ及中間敷との事ニ而、押而参判使を以て被仰渡候由也、

「衆議」に際して前藩主宗義真は、幕府が竹島に居住していた磯竹(鷲坂)弥左衛門親子の捕縛を対馬藩に命じたことを例に挙げて竹島の朝鮮領である可能性について論じ、今回の幕命を直ちに具体化するには慎重な姿勢を示した。弥左衛門親子の事件の当時、

幕府が竹島を鳥取藩領と考えていたならば捕縛は鳥取藩主に命じられたはずである。ところが捕縛が対馬藩に命じられたということは、幕府は竹島を朝鮮領と考えていたからではないのか(傍線)。とすれば、竹島をめぐるかつての経過について現在の幕府に再確認し、そのうえで朝鮮との交渉に入った方が良いのではないか、というのである。

こうした慎重論が宗義真だけのものではなかったことは、のちに陶山庄右衛門が賀島兵助に宛てた書簡のなかで「其節、御国より彼島之儀を公儀へ可被仰上事と、心有る人は皆々申候」と述べていることからも知れよう。陶山によれば、しかしそうした議論は「執事」の同意するところとはならず、「公命」のまま直ちに朝鮮との交渉に入った。「衆議」は、公命すなわち幕府の意向を前面にたてて交渉に入れば問題は起るまいとの判断を下し、敢えて参判使をたてて交渉に臨むこととなったのである(b)。

〔史料4〕にいう「衆議」の構成員は具体的にはわからない。一方、陶山の書状にいう「執事」とは国元家老を指すであろう。当時の国元家老は、序列の高い順に古川隼之助・根緒次郎・平田隼人・杉村采女・樋口左衛門・樋口孫左衛門・多田与左衛門・平田直右衛門の八名であった。仮に「衆議」が家老の合議を指すとした場合、元禄六年九月四日に藩庁に出仕した家老は古川隼之助・平田隼人・樋口孫左衛門・平田直右衛門の四名であるから、この日の「衆議」は家老全員の合議ですらなかった。穿った見方をすれば、慎重論者

の家老たちが欠席するなか「衆議」がもたれたと考えることもできよう。竹島は朝鮮領の鬱陵島と同一の島なのか否か、あるいはそのことを抜きにしても竹島は朝鮮領として認めてきたのか否か、現在の幕府見解はどうなのか、こうした点を曖昧にしたまま交渉に突入することが決定された。「公命」をたてに押しつけて派遣するとされた参判使(大差使正官)に任じられたのは、国元家老多田与左衛門であった。

## 二 日朝交渉の経過

(一) 多田与左衛門による第一次交渉の開始  
多田の派遣に先んじて先問使永瀬伝兵衛が倭館に派遣され、事前折衝が行われた。朝鮮人の竹島渡海禁止を求めるといふ本交渉の主眼をあらかじめ示しておくためである。

交渉主題について朝鮮政府中央でなされた検討結果は東萊府へもたらされ、一〇月一〇日、訓導・別差を介して倭館に伝えられた。そこで示された朝鮮政府の基本姿勢は、使者の派遣そのものが不要であるとし、交渉を拒絶するというものであった。問題とされる竹島が朝鮮でいう鬱陵島のことだとすれば、それは「古より朝鮮之内」である。そうした場所で朝鮮人を捕縛し、正式の使者をたてて送還するなどは思いもよらないことであった。

これに應對した高勢八右衛門は、竹島は「古来より日本之内」で

あり、それを「朝鮮之内」などとするのは問題発言であると恫喝し、訓導・別差は「竹島が鬱陵島だとすれば何とお話にならない」とした上で、交渉開始については譲歩した。日本のいう竹島が鬱陵島とは別の島だということであれば、使者を派遣なさっても構わない。いずれにせよ、日朝両国の紛争は避けたいものだ(兎角両国出入無之様ニ仕度候)というのである。

大差使正官多田与左衛門は、都船主内山郷左衛門・封進寺崎与四右衛門及び阿比留惣兵衛さらに竹島で捕獲された朝鮮人二人をも伴い、一〇月二日に対馬府中を出船して一月二日に倭館に入った。公式の交渉は、ソウルから大差使正官接待役としての接慰官が東萊府に到着するのを待って始められる段取りであった。

ところで、既に先問使による事前折衝の過程でも、朝鮮人の竹島渡海禁止を云々する本題に入る前に、まず竹島と鬱陵島の関係をどのように了解するかが議論の焦点となりつつあった。高勢八右衛門は訓導・別差に向かって竹島を「古来より日本之内」と言い切ったが、根拠が明確にあってはなかった。

一方、朝鮮政府内では、竹島が鬱陵島と一致する朝鮮領と考える者が多かった。国王・政府中枢から東萊府の訳官に至るまでそのようであった。一五三〇年に完成した朝鮮王朝の地誌『与地勝覽(東國輿地勝覽)』に載せられた鬱陵島の方角・位置と、日本のいう竹島の方角・位置は一致するのではないかという疑念は拭いがたかった。そうでありながらも、とりわけ倭館で対日折衝に挑む東萊府

の諸役人や、対馬に派遣されて交渉ごとを行う訳官使に任命されるような官僚層は、できれば「兩國出入無之様」に穏便な措置を志向した。

たとえば当時対馬島佐須奈浦に滞留していた訳官朴同知は、先ごろソウルに招集されて政府高官から鬱陵島・竹島の関係を問われた際、鬱陵島の方角に鬱陵島・于山島及び無名の島の三つがあると返答したという。これらのうちいずれか一つを「日本の竹島」とし、残るいずれか一つを鬱陵島とすれば、「朝廷方(朝鮮政府)引用者注」之存分も立、日本向も首尾能相濟」と考えたからという。

朴同知の見解に接した対馬藩國元は、『与地勝覽』では鬱陵島と于山島は別の二島であるかのごとく見えるが、『芝峯類説』等を併せ考えると、結局のところ鬱陵島と于山島とは同じ一つの島であろうと結論づけた。そして朴同知のいう第三の無名の島については恐らく実在しないことを前提して次のように論じる。朴同知のように鬱陵島に内証で竹島の名前を振り宛てるようなことをしたところで、『鬱陵島(朝鮮国之内)』であることには変わりがないのだから、恐らく朝鮮人が鬱陵島(竹島)へ出かけることも変わらない。それでは事態の解決とはならない。一二月五日付で記されたこの見解は、以下の方策を提示する。

### 〔史料5〕

(前略) a 鬱陵島を日本ニ而竹嶋と申三いたし候而モ、壬辰之乱已後朝鮮より只今迄捨置、日本より年久敷支配被成来候故、鬱陵

島ニいたし候而も朝鮮国より申分有之間敷事候、b土地之變者日本朝鮮斗ニも限申間敷候、已前他国之地ニ而も久敷此方江届し候而ハ此方地ニ候、委不及申事候、c万一鬱陵島を日本ニ而竹嶋と申候ニいたし候而も不差間候様ニ御心得候而、接待之節御挨拶又者御返簡之文言杯御吟味可被成候、(以下略)

鬱陵島を日本領竹嶋とすることに於いては、壬辰の乱(秀吉の朝鮮侵略)のち現在に至るまで朝鮮側は鬱陵島の支配を放棄し、日本が長期にわたって支配してきたのだから、そうした鬱陵島の処置について朝鮮側にも異論はあるまい(a)。土地の所有者が変わるのは何も日本国内・朝鮮国内に限ってのことではなく、もともと他国の土地であっても長期間日本に属しておれば日本の土地である(b)。そうした点を踏まえて交渉に臨むように(c)、とする。この方策は、実効支配の有無によって土地の支配権が決定されるという考え(b)を基礎に、鬱陵島と竹嶋は同一の島であり日本領であると宣言するものであった。これはわずか三ヶ月前には曖昧であった対馬藩における鬱陵島・竹嶋両島の関係説明に一つの決着を与え、とともに、朝鮮側における両島の関係説明に拘泥する議論にも終止符を打ち、交渉の主題に議論を進めんとするものであった。もっとも、ここでは竹嶋領有にかかわる幕府見解やその確認については捨象されており、こうした点は依然として曖昧にされたままであった。幕府見解とのすりあわせを怠ったまま、対馬藩国元での議論を独断専行させたものといえよう。

島へ渡航したとの名目で竹嶋へ朝鮮人が渡航することもありえるから問題だとする(b)。そして、朝鮮人の鬱陵島渡航禁止が既に定まった法としてあるのならば、今回の申し入れに対する返書にそうしたことを記す必要はなく、「日本之竹嶋」へは今後朝鮮人を渡航させないようにすると記せばそれでよい(c)。したがって返書に「鬱陵島」のことを書き載せることは不要である(d)、と論じた。

ここで、多田としては竹嶋・鬱陵島ともに日本領とする立場から交渉に臨んだのだから、申し入れに対する返答に「鬱陵島」なる島名それ自体があるうと問題ではないはずである。にもかかわらず返書中に「鬱陵島」なる文言の記載を忌避したのは、返書が最終的には幕府に提出されるものであることと関わっている。すなわちこの間の対馬藩は、竹嶋を朝鮮領とするかつての幕府見解を質してから交渉に入るべきだとする異論が藩内にあるにも関わらず、見切り発車をして交渉に突入し、しかもその過程で幕府見解とのすりあわせを怠ったまま鬱陵島と竹嶋は同一の島であり日本領であるとの立場を選択するに至った。その立場は、あるいは幕府意志とは矛盾するようなものであるかも知れなかった。そうしたときに、返書のなかに竹嶋の帰属について幕府の再検討を促すような文言が含まれていることは対馬藩側にとっては好ましくなかった。一方、この交渉で竹嶋・鬱陵島について領土問題として表立った議論をすれば、当然かつての幕府見解との調整が必要となってくるから、対馬藩はそうした議論のやり方もまた望まなかった。この交渉に際して、対馬

一二月七日、接慰官洪重夏が東萊府に到着した。同一〇日、竹嶋で捕獲した朝鮮人二人を朝鮮側に引き渡すとともに、幕命を受けた申し入れが正式になされ、交渉が始められた。<sup>34)</sup>  
洪重夏は、引き渡された朝鮮人二人について、越境して「日本之竹嶋」へ行ったことは処罰に値すると言明する一方、越境は不作為だった可能性を論じた。漁労目的で朝鮮領の鬱陵島を志し、誤って竹嶋へ到達したものであろう、と。そして、鬱陵島へはかねてから朝鮮人の渡航を禁じているから、竹嶋への渡航禁止も同然であるとされた。

これに対し多田与左衛門は、(史料5)の国元見解を踏まえ(史料6)傍線a)、竹嶋・鬱陵島は同一の島であり日本領であるとする立場から洪重夏を批判した。

(史料6)

(前略) a 鬱陵島之儀、其以前者朝鮮より之御支配ニ候得共、壬辰之變後より日本ニ属し、竹嶋ハ則鬱陵島之山承及候、b 嶋壹つを二つニ立、壹つハ竹嶋、壹つは鬱陵島ニ被成置、若又此上朝鮮人參候儀も有之候ハ、至而大切千万成事ニ候、c 鬱陵島江不參候様ニ而御制法ニ候ハ、日本之竹嶋江重而不參候様可被仰付之御返答ニ而可相濟事ニ候、d 自然御返翰などに無益之鬱陵島之儀御載被成儀も有之者不審有之而、後日朝鮮之御為やかましき御事候、接慰官ニ能御了簡被成御注進被成候へと申達、  
多田は、同じ島に竹嶋・鬱陵島二つの名前を与えておけば、鬱陵

藩が表面上は決して領土問題とはしなかった(後述) 所以である。

ところで上述の議論とほぼ平行して、洪重夏に随行した差備官朴同知と多田与左衛門に随行した阿比留惣兵衛とのあいだでも朝鮮人の竹嶋渡海禁止要求をめぐる非公式の議論が進められていた。<sup>35)</sup>ここで朴同知は、竹嶋と鬱陵島が同一の島で朝鮮領であることについては、朝鮮政府の多数意見であるだけでなく、七〇〇八〇年以前に朝鮮政府と対馬藩との間で確認済みの事柄であると指摘した。これに対して阿比留惣兵衛は、今回の使者は「島之爭論」(領土問題)を目的としているわけではないと述べ、七〇〇八〇年以前の確認事項については「七八十年以前之事ニ候得ハ、兩國如何様被仰詰共、御国ニも存候者無御座候、殊我々事ニ候ハ、終不承事ニ候、左様之事無用之儀ニ候得者、御咄御無用」と反駁する。惣兵衛の反駁は要するに、七〇〇八〇年以前のことなど覚えていない者もいないから分らないし、自分たちも聞いたことがない、というあられもないものであった。それは、史実に基づいた反論が出来ないし、そもそも史実の蓄積がないことを暴露したものである。<sup>36)</sup>

(二) 返書受納をめぐる議論

元禄七(一六九四)年正月一日、朝鮮人の竹嶋渡海禁止を求める日本側の中し入れに対する朝鮮政府の返答書の写が、大差使正官多田与左衛門の手元に届けられた。そのなかの一節には「雖弊境之

爵陵島、以亦遼遠之故、切不許任意往来、況其外乎、今此漁船敢入貴界竹島、致煩領送遠動書論、隣好之誼實所欣感」とあって、対馬藩側が忌避した「爵陵島」の文言が挿入されていた。

この点について多田が質したのに対し差備官朴同知は、次のように述べた。爵陵島は捨て置いた島であることに相違なく、朝鮮人が二度と渡海することも無い。ただ爵陵島の名目を朝鮮に残し、土地は日本に付ける措置だ、という。それをさらに「爵陵島」の文言を削除せよというのは義理もないものである。もしそうした主張をするのであれば、たとえ亡国となろうとも「爵陵島」の文言は削除しないという。また、多田が「土地之儀者、其時節二より如何様にも変可有之」として、爵陵島が秀吉の朝鮮侵略後日本領となったと再説したが、朴同知は戦後朝鮮領に復帰したと述べて肯んじなかった。

右の対談を踏まえて多田は国元老に書状を送り、朝鮮側は「爵陵島」の字句を削除するなどといった返書の書改めはしないだろうこと、そこを敢えて押し通すと「島之論」となりかねないことを伝え、返書正本の受け取りについては国元の指示に従うと述べた。

これに対する国元老からの返答は正月二六日付で書かれ、多田のもとへは二月八日に届いた。そこでは「爵陵島」の文言が入ったままでは幕府への報告の仕方が問題となる(この点は後述)であろうことを述べ、なお返書の文面修正を求めて交渉を継続するよう求めた。しかしそれでも写にある文面のままで請け取るよう朝鮮側が主張を曲げないのであれば、返書正本を受け取って帰国しても構わ

ない、とした。

二月九日・一〇日の両日、多田は差備官朴同知と対面して「爵陵島」の文言をめぐる議論を継続した。朴同知はこれまでの論点を繰り返すとともに、「爵陵島」の文言が削除できない理由について、以下のように展開した。すなわち、今回の交渉の発端となった竹島での日朝漁民の競合事件に関し、捕縛された者を含む竹島出漁者に事情聴取したところ、いずれも爵陵島へ出漁したと述べた。その爵陵島が朝鮮領であることは国図にも明らかであり、宗主国中国にも知られた事実である。それが捨て置かれた状態となり、日本に拾われたとなつては朝鮮政府の外聞も丸つぶれである。したがって名目の上だけでも「弊境之爵陵島」という文言は削除できない。そこで朝鮮政府は、土地は日本に渡して名は朝鮮側に残す、ということでの折り合いをつけることにしたのである。

多田は返書正本の受取りと帰国を決意し、二月一四日付で国元老にその旨を伝え、同一八日出船宴、二二日乗船の段取りとなった。ところが一方、国元老の側では先の返書正本を受取って帰国することを認めた方針が動揺し、返書から「爵陵島」の文言を絶対に除くべしとする見解へと変化していた。この強硬論は二月一八日付で対馬府中を発送されたが、倭館に届いたのは出船宴を終えたものの二一日であった。多田はやむなくそのまま帰国の途に就き、二月一七日、対馬府中に帰着するとただちに他の家老たちと善後策をめぐる協議に入った。

協議では、日本側の申入れには無かった「爵陵島」の文言が挿入されたことで、返書の概要が「一島二名之任立」となったことが問題とされた。返書の文面ではあたかも二つの異なる島があるかのごとく読めるが、対馬藩が爵陵島と竹島が一つの島であることを知らないかの如く装って、返書をそのまま幕府に提出するわけにもいかないだろう。一つの島だと幕府に知らせれば、いかなる一つの島かについて説明をしないわけには行かない。とすれば、竹島はもとほ朝鮮領の爵陵島であったが、年来日本が支配してきたので日本領となったと説明することとなる。そうしたときに幕府は、日本領の竹島すなわち爵陵島へ朝鮮人の渡海を禁止するよう再度の交渉を命じてくるかもしれない。しかしそうだったのでは、朝鮮側の対応次第で事態がますます紛糾しかねない。一方、竹島が「権現様以来因幡より支配仕来候儀、無其紛候」とする立場に立てば、朝鮮側が、自ら長年にわたって捨て置いた島を今更「元我国之内」と呼びいわれも無いはずであり、爵陵島なる名目を残すこと自体がいわれのないこととも見える。とすれば、一島二名に紛らわしい書面を幕府に提出するのは問題であり、あらためて返書正本から「爵陵島」の文言を削除することが求められた。こうして、帰国したばかりの多田と左衛門が、再び交渉のために派遣されることとなった。

### (三) 多田と左衛門による第二次交渉

再び多田と左衛門を派遣することについて、まず先問使鈴木加平

竹島一件の再検討(池内)

次が派遣されたが、五月五日、東萊府は竹島一件は「相済候儀」として多田の派遣は不要とした。しかしながら多田は五月二八日に対馬府中を出船し、以下の書簡を携えて閏五月一三日に倭館入りした。

〔史料7〕

(前略) 向者、貴国漁民往入本国竹島者回還馬、我書不言爵陵島之事、今回簡有爵陵島名、是所難曉也、仍再差正官橋真重・都船主藤成時、只冀除却爵陵島之名、(以下略)

八月五日、茶礼馳走役朴同知・朴僉知の両名は、右の申入れ書を見る限りは、「爵陵島」の文言を除くよう求めるだけ(傍線部)で、その趣旨が「一島二名」にかかわる件だということが不明だと述べ、このままでは返答不能であるとした。さらに両名は同一九日、今回の中入れの趣旨が「一島二名」についてであることが、文書でなくとも正官の口上でもなされれば新たな返書を作成するとの政府中央の意向をもたらした。そこで、同一二五日、封進宴のち接慰官と対談した多田は「一島二名二相聞へ候様成紛敷儀ニ而者、兩國之儀不相済候」と述べ、また接慰官の求めに従い、この年二月に持ち帰った返書正本をも返却した。

九月一〇日、朴同知・朴僉知が倭館に新しい返書をもたらしたが、それは内容および伝達方法の二つの面で違例であった。まず新しい返書の概要は、竹島と爵陵島は一つの島で、かつ朝鮮領である。そうした島へ「朝鮮人の渡海禁止」を求めてくるのは兩國誠信の道に

外れる、というものであった。また、この概要は口頭で伝えられ、返書正本が未開封のままで引き渡されようとした。

多田は直ちに、竹島への朝鮮人渡海禁止を求めることが「兩國誠信之道」に外れるとするのは理解できないと反駁したうえで、返書正本を未開封のまま受け取る前例など無いことを主張した。まず写(下書)を確認し、それで問題ないと判断されたときに正本を受け取るのがこれまでの流儀であった。

にもかかわらず、写を示すこともなく口頭で概要を示し、正本をそのまま引き渡すというのは、あたかも内容訂正には一切応じないから朝鮮側の言うがままに受け取れというに等しかった。何よりも返書中には「貴国辺海之人、無令往来於鬱陵島」とする日本人の鬱陵島渡航禁止を明示する部分すらあり、この返書は交渉のはじめに求めた朝鮮人の竹島渡海禁止とはまるで正反対のものであった。多田はこの事態を前にして、「最早、大事目前二而、亡国之節到来と存候」と慨嘆した。

多田はこのようなやり方が前例には無いことをもって、自身では新たに交付された返書正本を受け取らず、代わりに都船主に受取らせたと、帰国することとした。その旨を九月二〇日付・同二五日付書状で国元に伝えたと、前藩主宗義真および家老たちからは激しい叱責の返答を受けることとなった。すなわち、多田の帰国は認めない。何年かかってでも今回のような非法・非道を認めてはならない。こうした先例破りを容認したのでは、今後の日朝交渉にも

悪影響が出るというのである。また、一〇月一日付国元家老書状は、返書の写を受け取らずに正本のみを受け取って帰国することは認めがたいことを述べ、これまでにも仮病をつかって滞在を引き延ばしてでも写を受け取るまでは帰国してはならないと命じておいたことを再説し、その趣旨をなせ守らないかと叱責する。

このように多田の第二次交渉にあたっては、朝鮮側の返答内容だけでなく、返書の伝達方法をも含めて問題が生じたのである。それはとりわけ対馬藩の藩益維持とも密接に関わるような問題であった。そのため国元では過剰ともいえる反応をすることとなった。しかしながら、いかに倭館滞留を続けたところで新たに交付された返書の写は得られなかった。

あくる元禄八(一六九五)年五月になって多田の帰国が命じられた。ただしそれは無条件ではなく、新たな返書の内容について御隠居様(天龍院公、前藩主宗義真)が疑問に思う数点を挙げ、それらを東萊府に対して問いただし、その返答を待ってから帰国させるというものであった。そのため、高勢八右衛門・陶山庄右衛門・阿比留惣兵衛を倭館に派遣し、彼らは五月一日に倭館に到着した。

(史料 8)

此度疑問之書を被送候次第者、a元来朝鮮国明白ニ日本人七八十年來鬱陵島江罷越漁いたし候事を存知なから、只今迄終ニ日本人境を越候而鬱陵島江罷越候と申事を不申置儀、元来彼國之不吟味候故、竹嶋一件之事起り候節、b彼方より最初二者主なき嶋之

様ニ申成し置、後ニ至急度我國之鬱陵島と被申候段、前後不都合之事ニ候、然者朝鮮より其節可被申出候ハ、鬱陵島者元来我國之嶋ニ候得共、七八十年不吟味ニ仕置、他國之人漁ニ參り候をも不存段不念之至ニ候、併此嶋ハ元来我國之土地と申証疑是々之誤ニ候と、其由米を申置、此節境を正しく致度候間、以來日本人鬱陵島江漁ニ參候事を被禁被下候様ニと彼方より懇情可被致事ニ候所、c最初二者主なき嶋之様ニ申置、使者再度ニ至俄ニ中分をかへ、日本人境を犯し我國之鬱陵島江參候と専ら此方を咎め無礼なる申分ニ而者、d八十年來無念ニいたし被置候所を毛頭自ら咎る之意不相見候故、其所を疑問を以被仰断、元来彼方無念ニ有之所より事起り候段、思ひ当られ、e再度之返簡之内犯越侵涉欠誠信等之文字を被相除候様ニ可被成と、議論ニ而此段被仰達也

宗義真の提示した疑問点とは右の史料中に示されているが、その論点はおおよそ四点に整理できよう。第一に、竹島一件の原因は、朝鮮側がこの七〇〜八〇年来、鬱陵島に日本人が出漁していることを知りながら放置してきたことにある(a・d)。次いで、最初は捨て置いた嶋のように言っておきながら、次には我が国の鬱陵島と言いつつ始めたことは首尾一貫しないとす点(b)。そしてそのように朝鮮側は首尾一貫しないにもかかわらず、日本人が越境したとして専ら日本側を責めることの非(c)。そして最後に、新たな返書の文言のうち「犯越」「侵涉」「欠誠信(返書では、欠於誠信之道)」とする部分は削除すべき(e)である。

宗義真が提示した疑問点の趣旨を踏まえつつ、新たな返書に対して、多田が史実を踏まえながら個別具体的な論難を行ったのがいわゆる「詰問四ヶ条」である。①鬱陵島へは朝鮮政府として公差(巡検使)を派遣して管轄しているというが、竹島渡海を行ってきた鳥取藩米子町人たちが元禄五年に到る数十年間にわたって公差と一度も出くわしたことがないのはいかか、②日朝兩國通交後、竹島渡海の日本人が朝鮮半島に漂着した事件が三度あった。それら漂流民の送還時に添えられた書契には「犯越侵涉」の文字はない。なぜそれらを「犯越侵涉」としなかったのか、③一島二名をいうなら、なぜ最初の返書中では「弊境鬱陵島、貴界竹島」とし、あたかも二島あるかのごとき返答をしたのか、④八二年前に磯竹島の帰属が議論されたときに「我國の鬱陵島」と述べて「他人の冒占を許さず」としておきながら、七八年前に鬱陵島に出漁して朝鮮半島へ漂着した対馬人を処罰しなかったのはなぜか。

かつて竹島一件の交渉過程にあって、七〇〜八〇年以前の史実を挙げて論じる差備官朴同知に対して阿比留惣兵衛が直ちに反論できなかった苦い経験があった。多田が右の「詰問四ヶ条」のなかで、七〇〜八〇年以前の史実を列挙しながら朝鮮側を論難できた背景には、この間の阿比留惣兵衛による関係資料の収集作業があったことと思われる。そうした蓄積がこの「詰問」に生かされた。

これら多田によって整理された疑問点は五月一日に東萊府へ伝えられ、回答期限を三〇日間とした。一方、回答を待たないで、陶



山庄右衛門は新たな返書の文面について修正案を東萊府に提示し、拒絶されている(五月三日)。多田を初めとする一行は、疑問点に対する回答が届かないまま六月一日に倭館を出船し、同一七日に對馬府中へ帰り着いた。

### 三 膠着した局面打開への道筋

#### (一) 對馬藩における議論転回の兆し

六月末には、再度交付された返書の書き改めを求める大差使正官杉村采女の派遣方針が提案されたが、七月五日には延期となった。恐らく、朝鮮との直接交渉を再開する前に幕府との協議を必要とする意見が藩論を動かすこととなったからである。そうした意見を宗義真に提案したのは陶山庄右衛門であった。陶山は七月七日、宗義真の江戸出府に随行するよう命じられた。

陶山は、恐らくは多田の第一次交渉が不意な結果となってもなくの元禄七年四月、宗義真から竹島一件についての意見を求められたことがある。陶山は二つの策を提案し、そのうち上策としたのが、これまでの交渉経過をすべて幕府へ報告して指示を仰ぎ、その上で朝鮮側との交渉に臨むべき、というものであった。しかしながらこのとき宗義真は陶山の進言を採用しなかった(史料中では「御信用不被遊候」とする)。陶山は元禄八年五月六月に朝鮮に派遣されて帰国したのちに、同趣旨を繰り返して進言したという。

しようとする態度を批判する。他国の島を無理に取って「日本之公儀」に差し上げるようなやり方は、「不義とは中候而も、忠功とは被申間敷」という。

したがって、陶山が提案した試みは、当時竹島一件について威勢の良い発言を繰り返していた強硬論者を、陶山が論破するという目論見であった。對馬藩政史料【国元表書札方】毎日記「元禄八年七月四日条には「御用ニ付、西山寺・龍六郎右衛門・平田茂左衛門、御屋敷へ被召出」とする記事があるから、右の試みはこの日になされたものであろう。その三日後に陶山は宗義真の江戸出府に随行するよう命じられたのだから、交渉経過をすべて幕府へ報告して指示を仰いだ上で交渉に臨むべき、とする陶山の意見にしがって竹島一件解決の途が探られることとなった。その陶山は竹島を明白な朝鮮領とする立場であったから、江戸幕府との協議は、まさに抜本的な見直しが行われる可能性を秘めていた。元禄八(一六九五)年八月晦日、對馬府中を発った宗義真は、一〇月六日に江戸入りした。しかしながら随行した陶山庄右衛門は病のため京都に留まり、江戸に到ることはなかった。

#### (二) 宗義真と幕閣の協議

宗義真の江戸到着後はじめて幕閣と竹島一件について協議できたのは一一月二五日のことで、對馬から同行してきた家老平田直右衛門が老中阿部豊後守正重の用人に対して申し入れの趣旨説明を行っ

竹島一件の再検討(池内)

藩内で今後の交渉に何らかの見解・展望をもつ者の意見を文章化して提出させ、竹島一件の解決に資する意見を集約するよう進言したのも陶山であった。しかしこれもまた、そのままでは宗義真には受け入れられなかったようである。賀島に宛てた書状中で陶山は「其趣、上には御信用被成たる様子共相見不申候」とするからである。

陶山の意見が藩を動かすこととなったのは、家老杉村采女の後押しによるところが大きい。陶山は、西山寺・加納幸之介・龍六郎右衛門・平田茂左衛門を名指して、それぞれの見解を文章化して宗義真に提出させるよう杉村采女に申し入れた。「国中之智を御尽させ被成候段、御用之御為にて御座候間、右四人之儀御頼被成候へ、竹島を丸取に仕る見識被申出候は、其議論之相手には某可能成候」というのである。

龍六郎右衛門は、竹島を日本領とするよう交渉を進めるべきとし、交渉の勝算は日本側にあると考えていた。また、竹島が朝鮮領となり、日本から朝鮮に返還するのはまことに口惜しいことだ、と陶山に常々話していたともいう。平田茂左衛門もまた「竹島之儀、日本之属嶋と存る証拠、私手前ニも有之候」とする人物であった。

これらに対して陶山は、「地図・書籍・弁論之劣無く」竹島が朝鮮領であることは明白な事実だとする立場であった。また、竹島一件の交渉経過自体にも疑義を呈しており、朝鮮側から得た最初の返書に「貴界竹島」とあることを論拠にして竹島を日本領として確保

ている。これに対して阿部の用人は、宗義真の見解をまず具体的に述べ、補足説明となる資料を添付するよう求めた。平田は、一一月二五日(史料9A)・同二八日(同B)に宗義真見解を返答し、また初度・再度の往復書簡の写あわせて四通及び「与地勝覽」芝峰類説「それぞれの抜書を作成して提出した。」

(史料9)

#### A 口上之覚

一去秋同氏對馬守方より申上候通、a竹島江重而朝鮮人不能渡候様可被申付之旨、以書簡申渡候、返簡之内ニ爵陵島と中文句御座候故、此方より不申遣事ニ候間爵陵島と申儀相除被差越候様ニと申達候処、爵陵島と申儀者彼国ニも心入有之而書載仕置候へ共、兎角紛敷認候分にては此方ニ請取不申候段推察仕置候、b此度者初之返簡之趣と引替、竹島者朝鮮之爵陵島ニ而御座候間、日本人彼島江不能渡候様ニ被申付候様ニと相認候、依之使者方より存寄之趣彼方江申談、未落着不仕候内、對馬守相果申候処ニ、私江当分役儀被申付候故、右之段重而私方より可申渡候之間、其節返簡被仕候様ニと使者方より申達、右之返簡者彼国江差置届届仕候、為念返翰之写懸御日候、

#### (中略)

一去々年竹島ニ而被留置候朝鮮人二人、彼国江送届候処ニ、漁民共因幡府を江戸と存、東武より長崎迄被送遣候於途中者結構ニ御馳走被申付候得共、對馬守方江御渡被成候以後者、警固等嚴

敷申付送届候段、上之思召者左様ニ無之候得共、对馬守私之了簡を以如此仕候通為申由ニ御座候、依之c竹島江重而朝鮮人不能渡候様ニ之儀も、弥以对馬守私之存寄ニ而申渡候哉と、彼国ニ而邪推仕候由及承候、夫故右之通返簡をも仕候哉と奉存候、以上

十一月廿五日

宗刑部大輔

## B 口上之覚

一d竹島江伯耆より致渡海漁仕来候段、何年以來之事ニ候哉、委細不存候得共、五十九年以前竹島江能渡漁仕候者朝鮮江漂着仕候付、彼国より被送還候書簡、留帳ニ相見へ申候、右者朝鮮国内ニ而も唯今ニ至而者申後レニ御座候得共、朝鮮国之儀者北京之幕下ニ候故、彼方江之開江をも存申察候哉と奉存候、一右之通りe日本より年久敷致渡海来候事、彼国ニも能存其屈も無之、唯今何角被申越候段、朝鮮国之不念ニ候故、其段急度申渡候ハ、若事済申儀も可有御座哉と奉存候得共、惣而朝鮮之國風不依何事、一応ニ而埒明不申候、今度之儀者猶以彼国ニも大切ニ可存候間、右体ニ申渡候分ニ而者、中々承引仕間敷候、稠敷申渡候様ニ可仕と奉存候、

(以下一ヶ条略)

十一月廿八日

宗刑部大輔

右の二つの「口上之覚」では、第一次交渉の経過(a)と第二次

側へ再度交渉を申し入れる際の文面案を老中に提示した。

## 〔史料10〕

a 本邦竹島江貴国之漁民能渡漁採仕候故、重而不能渡候様ニ申間差遣候得共、又々罷渡候付、其内兩人留置、其趣同氏对馬守方より申達送還候処、再不能渡候様ニ堅被仰付、右之者共非科ニ被行候由、誠以感入候、乍然難心得儀有之、再以書中申達候御返答不承候内同氏相果候、然処ニ我等儀当分役儀可相勤之旨蒙仰候故、重而此段申達候、b日本人毎年致渡海候得共、終ニ貴国之者能渡候儀見及不申候処、近年度々能渡候段不誠信之至ニ候、c弥如以前重而不能渡候様ニ堅可被仰付候、委細使者口上ニ申含候、不宣文案では、「本邦竹島」(a)としたうえで、日本人が連年に竹島渡海を行っていたあいだ一度も朝鮮人と出会うことはなかったのに、近年になって朝鮮人が度々竹島渡海を行うのは「不誠信之至」(b)であるとする。したがって、以前のごとく朝鮮人の竹島渡海禁止を求める(c)というものである。ここに示された認識は、「史料8」に示された再度の朝鮮側返書に対する宗義貞の疑問や、多田与左衛門の整理した「詰問四ヶ条」と基本的には変わらない。对馬藩の議論はいったん転回の兆しを見せたかに思えたが、陶山庄右衛門が江戸まで同行できなかったことの影響が、こうしたところへ現れた。

## (三) 幕府方針の転換

鳥取藩から朝鮮人の竹島出漁禁止を求める申し入れがなされてか

竹島一件の再検討(池内)

交渉の結果(b)を述べ、朝鮮側は朝鮮人の竹島渡海禁止要求を対馬藩の作為と邪推していることを述べる(c)。さらに、対馬藩側の主張の正しいことについては、鳥取藩領民の竹島渡海の歴史は正確には不明だが五十年前には始まっていることを指摘し(d)、朝鮮側もそうしたことを知っているにも関わらず当時は問題視せず今頃になって何かと文句をつけてくるのは朝鮮側の落ち度である(e)と述べる。

対馬藩側から提出された諸文書を検討した老中阿部は二月一日、交渉のもつれる要因となった竹島渡海について、折衷案を提示する。すなわち、日本からはこれまで数年間竹島渡海を行ってきたのだから日本人の竹島渡海はこれまで通りとする。一方朝鮮人の竹島渡海もまた認める。そうしたかたちでの竹島渡海のあり方を「何となく被仰道、急度無之様被成可然存候」というのである。明確に線引きをするのではなく、曖昧模糊としたかたちで両者共存させてはどうか、との意であろう。

この折衷案については、平田は即座に疑義を呈した。日朝双方からの竹島渡海を認めた場合、「入交」り「御法度之商売等」すなわち「抜船」を行う者が現れる懸念がある、という。阿部はそうした行為を容認するものではないとしたうえで、「日本より者久敷渡来候故、只今迄之通可能渡候間、朝鮮より者罷渡り候ハ、其通と申事ニ候」と繰り返したが、説得力に欠けた。

二月二〇日、対馬藩側は、今回の幕府との協議を踏まえて朝鮮ら間もない元禄六(一六九三)年五月末から六月初めの時期に、幕府勘定奉行松平美濃守重良から鳥取藩あてに「竹島渡海之初、様子」について問い合わせがなされている。藩では、村川市兵衛に聴取した上で返答することとし、返答書は六月二七日付で提出された。この問い合わせは、この時期、幕府自らがこの問題にかかわる資料の蓄積を志向していたことを示していると思われる。また、元禄七年七月二一日、対馬藩は多田再渡について老中阿部豊後守に届け出をしているから、対馬藩と朝鮮側との間での交渉が継続中のときにも、幕閣が情報からまったく疎外されていたわけではない。しかしながら幕府の判断材料が対馬藩のみを淵源とする限り、幕府が、対馬藩の判断を覆すほどの指示を下すことは出来なかった。(史料10)に見られるように、幕閣との協議を経た元禄八年二月二〇日の時点ですら、対馬藩側の見解は従前のものを踏み出すことはなかった。二月二四日、老中阿部豊後守正武は鳥取藩江戸藩邸に対し、竹島に関する七点の問い合わせを行っている。鳥取藩側からの返答は翌日になされた。問い合わせの第一条めは「因州・伯州江付候竹島は、いつ頃兩國江付属候哉」というものであったが、この部分に対する返答は「竹島は因幡・伯耆付属にては無御座候」であった。この問答が、阿部の認識を転換させたものと思われる。元禄九年正月九日、阿部は平田直右衛門を招き、用人を介さず直接以下のように述べた。

〔史料1〕

(前略) 竹島元しかと不相知事ニ候、伯耆より渡り漁いたし来る由ニ付 a 松平伯耆守殿へ相尋候処、因幡・伯耆江付属と申二而も無之候、(中略) 右之首尾ニ而罷渡り漁仕候迄ニ而、朝鮮之島を日本江取候と申ニ而も無之、(中略) b 日本人居住仕候か、此方江取候島ニ候ハ、今更遣しかたき事ニ候得共、左様之証拠等も無之候間、此方より構不申候様ニ被成、如何可有之候哉、(中略) 鮑取ニ參候迄ニ而無益島ニ候処、此儀むすほられ年来之通交絶候而も如何ニ候、c 御威光或武威を以申勝ニいたし候而も、筋もなき事申募候儀者不入事ニ候、(以下略)

阿部は、先の鳥取藩との問答を踏まえ (a)、竹島に日本人が居住する事実もなければ日本のものとしたという証拠もない以上、竹島についてはこちらから問題とすべき事柄では無いのではあるまいか (b)、と対馬藩に問う。そして「御威光」や「武威」を背景にして筋の立たないことを強く主張するなど、不要なことである (c) ともする。

したがって竹島一件については「重而日本人罷渡候様」にすべしというのが御意であり、もともと奪い取った島というわけでもない以上は「返還する」とも言えないので、「向後竹島江渡海之儀制禁」(元禄九年正月二十八日付老中連署奉書(竹島渡海禁令))との表示に落ち着くこととなったのである。

おわりに

竹島一件に関わる先行研究が、今日わが国でいう竹島の領有問題と絡めて理解される傾向にあることを冒頭において述べた。したがって多くの論者は、現在ある国家の枠組みや、その枠組みによって拘束される国家間交渉の像を念頭に置きつつ、江戸時代の竹島一件を理解しようとしがちである。しかしながら、日本と朝鮮、あるいは対馬藩と朝鮮という対立項の設定によってこの交渉を理解しようとすることは不十分である。「日本」のなかの相矛盾する諸要素、「対馬藩」のなかの相矛盾する諸要素の存在に目を向けながら竹島一件の交渉過程を眺めれば、それが先行研究の示したような図式に収まりきらないように思われる。但し、本稿では「朝鮮」の腑分けが不十分なままに論旨を展開せざるを得なかったから、この点は他日に期したい。

一方、竹島一件の経験から、とりわけ交渉の当事者たちは、それまでの経験的知識に基づいたり、権威をかきにした交渉では対応しきれず、確かな記録に基づく交渉の必要を強く感じるようになった。竹島一件だけが記録の整備を促したものではないが、しかし記録の整備を促す大きな契機ではあったことと思われる。

注

- (1) ただしこれは僻陲島に対する領土の放棄ではなく、政策としての「空島化」であるという。朝鮮王朝政府が官として公的に行った僻陲島に対する巡察・管理については、文献史料による限りは一七世紀末以降にしか確認できず、これは「竹島一件」を契機として始められたものである。一方、一七世紀の朝鮮人民衆が、非合法的にこの島をどの程度まで活用していたかについては今のところよく分からない。これも文献史料による限りは、本稿で述べる元禄竹島一件の発端となった元禄五年・六年からあまり遠くない時期にまでしか遡り得ないように思われる。
- (2) 池内敏「竹島渡海と鳥取藩」、「鳥取地域史研究」一、一九九九年。通説では「竹島渡海免許」の発給は元和四(一六一八)年のこととされるが、これは寛永二年の誤りである。万治三(延宝九(一六六〇)年)代初頭に幕府が「松島(現在わが国でいう竹島のこと)渡海免許」を発給したとされるが、そうした事実は存在しない。これらの点については、右の拙稿を参照されたい。
- (3) 管見の限りでは、大谷・村川両家が竹島での利権をめぐって他の日本人と競合した事件は次の一つだけである。万治三(延宝九(一六六〇)年)代初めに、大谷・村川以外の「他所の者」が竹島(僻陲島)に入り込み、「脇より訴訟入違の六ヶ敷事出来」という事件があったという(八谷文子編「大谷家古文書目録」非完品、一九八六年、整理番号二二〇・二九)。
- (4) 古今書院、一九六六年。
- (5) 堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」、「朝鮮史研究会論文集」二四、一九八七年。
- (6) 内藤正中「僻陲島と因幡」、「北東アジア文化研究」二二、一九九五年。
- (7) 李煊「朝鮮後期の独島領属論議」、「独島と対馬島」、知性の泉社(ソウル)、一九九六年。

竹島一件の再検討(池内)

- (8) 中村栄孝「日鮮関係史の研究」下(吉川弘文館、一九六九年)四五二～四五四頁、四五六～四五八頁、「日鮮通交史 附釜山史」(釜山甲寅会、一九一四年)五三三五頁。
- (9) 前掲注(2) 拙稿四三頁。
- (10) 前掲注(4) 川上健三著書一四五～一四八頁、「鳥取藩史」六(鳥取県立図書館、一九七一年)四六八～四七〇頁。
- (11) 元禄五年の調書では「左候ハ、此嶋を早々罷立候様ニ申候」とし、元禄六年の調書では「去年も、此嶋に唐人居中に付、重而此嶋へ渡り孤いたし候義堅無用之段、おどしかり段々申聞せ候」とする。
- (12) 鳥取藩政史料「控帳」、鳥取県立博物館、元禄五年五月一〇日条。
- (13) 同右、同年八月四日条。
- (14) 鳥取藩政史料「御沿革日記」、鳥取県立博物館、元禄六年五月一〇日条・一三日条。
- (15) 同右、同年五月一五日条。
- (16) 鳥取藩政史料「控帳」元禄六年六月一日条、同七日条、七月一八日条。なおこれらの条は、前掲注(4) 川上健三著書一六〇～一六二頁で翻刻がなされている。
- (17) 対馬藩政史料「(国元表書札方) 毎日記」(長崎県立対馬歴史民俗資料館「宗家文庫史料目録(日記類)」表書札方A a 1-175) 元禄六年六月三日条。
- (18) 「竹島紀事」(国立公文書館内閣文庫、和三四〇八八九、函号一七八・六五九) 元禄六年五月二三日編。「竹島紀事」は、享保二(一七二〇)年二月、対馬藩士越常右衛門によって編集された竹島一件関係史料集である。その編集にあたっては、まず見出しに相当する数行の綱文を立て、次に各綱文に関わる史料を編年順に並べる。綱文もまた編年順に配列されるから、綱文だけを拾い読みしても竹島一件のあらましを知りうるように工夫されている。本稿では「竹島紀事」所収史料を引用するに際しては、当該史料が配置された綱文の年月日で示すことで検索の便としたい。なお、国立公文書館内閣文庫には五冊本と一冊

- 本の「竹島紀事」があるが、本稿ではとりあえず五冊本を使用した。一冊本の請求記号は、和四七九〇二、函号一七八・六五五。両者の異同については、機会を改めて言及することとしたい。また、編者である越常右衛門については、田代和生「江戸時代朝鮮薬材調査の研究」(慶應義塾大学出版会、一九九九年)一六六―二二二頁を参照されたい(とくに二一七頁の表で経歴が一覧できる)。
- (19) 『竹島紀事』元禄六年五月三日編
  - (20) 同右、同年六月編
  - (21) (22) 同右、同年九月四日編
  - (23) 磯竹(盤坂) 弥左衛門親子の事件は先述したように元和六(一六六一)〇年のことであって、このときの将軍は徳川秀忠(晉徳院)であり、この記述は正確ではない。
  - (24) (元禄八年) 七月八日付、賀島兵助あて陶山庄右衛門書状(『竹島文談』「日本経済叢書」一三、日本経済叢書刊行会、一九一五年、四三二頁)。なおこの書状は「竹島文談」では年未詳となっているが、書状中にある「某儀、昨七日江戸御供被仰付」とする事実は元禄八年七月七日(対馬藩政史料「国元表書札方」毎日記、「宗家文庫史料目録(日記類)」表書札方A a 1/80、元禄八年七月)にあるなど、その内容から推して元禄八年のものである。
  - (25) 対馬藩政史料「国元表書札方」毎日記(『宗家文庫史料目録(日記類)」表書札方A a 1/76、元禄六年九月)
  - (26) 同右、同年九月四日条
  - (27) 同右、同年九月七日条
  - (28) 『竹島紀事』元禄六年一〇月編
  - (29) (30) 同右、同年十一月一日編
  - (31) 同右、同年二月一日編。この書状は「右(二月一日九日付、国元あて多田与左衛門書状)十二月五日之御返書之略」とされるだけで、発給者が国元家老のいづれなのか明記されない。ちなみに対馬藩政史料「国元表書札方」毎日記(『宗家文庫史料目録(日記類)」表書札方A a 1/76)で二月五日に藩庁へ出仕した家老を確認すると平田華人のみだが、前日・前々日の出仕家老はいずれも平田隼人・樋口孫左衛門・平田直右衛門の三人である。この二月五日付書状の内容は、これら三家老の意志を反映しているのではなからうか。
  - (32) 『竹島紀事』元禄六年二月一〇日編
  - (33) 同右、元禄七年一月一日編
  - (34) 阿比留惣兵衛は、のちに元禄八(一六九三)年七月九日に「朝鮮御用向之御書簡・御通交以来往復共ニ致吟味、帳面仕立、先年差出置候を、頃日御隠居様御前へ差出」して褒賞された人物でもある(対馬藩政史料「国元表書札方」毎日記、「宗家文庫史料目録(日記類)」表書札方A a 1/80、元禄八年七月九日条。竹島一件が膠着状態に陥った元禄八年という時期に日朝交渉の記録を精選して提出した背景には、朴同知との対談の経験を通じて具体的な記録抜きで交渉することの非力さを感じ、近世初頭における日朝交渉の記録を精選する必要性を強く感じさせた事情があったであろう。なお、右の一条は泉澄「対馬藩藩儒南森芳洲の基礎的研究」(関西大学出版部、一九九七年)一六八頁でも紹介され、そこでは史料中にある「先年差出置候」の「先年」を「奉公帳」阿比留惣兵衛項の記述等から元禄六年一〇月以前のことと解している。しかしながら、「朝鮮御用向之御書簡・御通交以来往復共ニ致吟味、帳面仕立」たものが仮に元禄六年一〇月以前に完成していたとした場合、差備官朴同知に対する惣兵衛の返答が本文中に示したようなあられもないものとなりえようか。「先年」がいつのことであるか今のところ確言は出来ない。それが元禄六年一〇月以前とするならば、そのとき提出された帳面の内容は、元禄八年七月提出分に比して未完成な状態にあったとすべきであろう。
  - (35) 『竹島紀事』元禄七年正月一日編
  - (36) 同右、同年正月編
  - (37) (38) 同右、同年二月一日編
  - (39) 同右、同年二月一日編

- (40) 同右、同年二月三日編
- (41) 同右、同年三月編
- (42) 同右、同年八月九日編
- (43) 同右、同年八月二十五日編
- (44) (45) 同右、同年九月二日編
- (46) 同右、同年九月編
- (47) 同右、元禄八年五月編
- (48) 同右、同年五月一日編。また前掲注(4)川上健三著書一五三―一五五頁には「本邦朝鮮往復書」三八からの史料引用がある。
- (49) 同右、同年五月一日編。なお、このとき陶山に應對した訓導は、朝鮮政府では、当初日本側から申し入れのあった朝鮮人の竹島渡海禁止要求は、実は幕府の方針ではなく対馬藩が勝手に作爲したものと疑っていることを伝えた。
- (50) 同右、同年六月一〇日編。なお、東萊府からの回答は六月二日、多田らの乗船が倭船前洋の牧ノ島繫留中に届けられた。
- (51) 同右、同年六月編
- (52) 対馬藩政史料「国元表書札方」毎日記(『宗家文庫史料目録(日記類)」表書札方A a 1/80、元禄八年七月七日条)
- (53) 前掲注(24)(元禄八年)七月八日付、賀島兵助あて陶山庄右衛門書状(『竹島文談』四二八頁)。なお、陶山が意見を開陳した日時は、文中では「四月十五日」とあるばかりだが、これを元禄八年四月十五日とすることはできない。日時の記載される直前に「与左衛門殿御誘引、御相談大概相済み、此一件之存寄無難申上候得と御意を蒙候」とあるから、陶山が自己の意見を開陳したときは多田与左衛門が対馬府中に居なければならぬが、元禄八年四月の多田は倭船滞在中である。竹島一件について家臣の意見聴取を必要とするような展開をみせた時期で、なおかつ多田が対馬府中に居た四月とは元禄七年でしかありえない。
- (54) (55) (56) 同右(『竹島文談』四二九頁)
- (57) 『竹島紀事』元禄八年六月編
- (58) (元禄八年) 七月八日付、賀島兵助あて陶山庄右衛門書状(『竹島文談』四三二頁)
- (59) 対馬藩政史料「国元表書札方」毎日記(『宗家文庫史料目録(日記類)」表書札方A a 1/80、元禄八年八月晦日条、同(在御江戸)毎日記(『宗家文庫史料目録(日記類)」江戸奥書札方B b 1/3、元禄八年一〇月六日条)
- (60) 対馬藩政史料「江戸藩邸毎日記」(東京大学史料編纂所「史料目録」宗家一―80)元禄八年一月三日条
- (61) 『竹島紀事』元禄八年一〇月編
- (62) この「邪推」については(49)を参照
- (63) (64) 『竹島紀事』元禄八年一〇月編
- (65) 前掲注(34)泉澄一著書二七頁では、対馬藩政史料「(在御江戸)毎日記」(『宗家文庫史料目録(日記類)」江戸奥書札方B b 1/3)元禄八年二月一六日条にある「雨森藤五郎義、朝鮮御用御書物見開候ニ付、誓旨血判被仰付ル」を引いて、「時期からみてもこれは竹嶋問題にかかわる文書や書物の閲覧希望としか考えられず芳洲はこのような調査を通して資料を集め問題を検討し義貞や直右衛門の路問に答えていたものと思う」とする。仮にそうだとすると、芳洲の答申は、それまでの藩論を転回させようとした陶山庄右衛門の努力を無にする役割を果たしたことになる。
- (66) 鳥取藩政史料「携帳」元禄六年六月七日条
- (67) 前掲注(10)「鳥取藩史」六、四七二頁。返答書の内容は、元和四(一六一八)年に村川市兵衛・大谷九郎右衛門の両名が旗本阿部四郎五郎の仲介で免許を得て竹島渡海を始めたこと、竹島渡海とかわらつて御見付を許されたこと、免許は朱印状ではなく奉書で与えられたこと、渡海船に御紋の船印を許されたこと、等であった。なお、この返答書中に述べられている竹島渡海免許元和四年発給説については、前掲注(2)拙稿を参照されたい。

名古屋大学文学部  
研究論集  
史学 47  
2001

- 縄文後・晩期土器型式群の校正暦年代と年代比較……………山本直人…(1)
- 南メソアメリカ太平洋側斜面の四脚付テーブル灯台座形石彫……………伊藤伸幸…(7)
- Recent Studies on the Holocene Landform Evolution of  
Alluvial and Coastal Plains in Japan……………海津正倫…(27)
- 地域をいかに語るか……………溝口常俊…(37)
- 広域から生徒を集める中学校における「身近な地域学習」の授業実践  
——「みんなが紹介してくれた名古屋」……………大西宏治…(51)
- 竹島一件の再検討 ——元禄六～九年の日朝交渉——……………池内敏…(61)

- (68) 『竹島紀事』元禄七年七月一〇日綱
- (69) 前掲注(10)『島取藩史』六、四七二～四七三頁
- (70) 『竹島紀事』元禄九年正月二八日綱
- (71) 前掲注(6)内藤正中論文(四)一五頁は、『通航一覧』の「阿部豊後守論に、竹島の地因幡に属せりといへとも」とする記述を根拠にして、「榊府としては、竹島を「因幡に属せり」という認識をもってゐた」とする。しかしながら、これは『通航一覧』およびその典拠である『朝鮮通交大紀』の誤りをそのまま踏襲したために生じた錯誤である。なお、雨森芳洲『天龍院公実録』では「阿部豊後守召平田貞賢親論曰、竹嶋之地、非謂元風因幡」(泉澄一編『宗氏実録』一、清文堂、一九八一年、二九八頁)とする。『朝鮮通交大紀』が誤った理由は今のところわからない。
- (72) 前掲注(10)『島取藩史』六、四六六頁